

No.323

2018

5/23



# はちおうじ

JR東労組  
八王子地本  
八王子地本  
ホームページ  
「東労組八王子」で検索



## 「乗務員勤務制度の見直しについて」その③ 説明申し入れを行なう!!

### 説明申し入れその③

【効率性のさらなる追求・働きがいのさらなる創出・その他について】

29. 稠密線区の拘束時間限度時間について1日当たり1時間を延長する目的及び、長時間乗務等の課題についての認識を明らかにすること。また、実施による要員効果を明らかにすること。
30. 現行制度のまま一般線区において1日当たり労働時間数との乖離を縮小する行路作成内容について明らかにすること。
31. 短時間行路を乗務割交番から遊離することでの想定課題を明らかにすること。
32. 稠密線区における行き先地の時間の一部延長において、時間帯を6時から10時への変更並びに、食事時間の拡大を5分とする根拠を明らかにすること。
33. 在宅休養時間の一部延長時間を各2時間とする根拠を明らかにすること。
34. 育児・介護勤務適用者用の行路の労働時間Bをその他時間とすることにおけるメリット並びにデメリットを明らかにすること。また、出勤予備等が乗務した場合についても同様の取り扱いとする根拠を明らかにすること。
35. 乗務員勤務以外の勤務に就く者の勤務の取り扱い変更について、想定される課題を明らかにすること。
36. 賃金制度改正の提示時期についての考えを明らかにすること。
37. 実施期日を平成30年度末ダイヤ改正(予定)とする根拠を明らかにすること。
38. 各地方・職場における、新制度に基づいた乗務員運用等の作成・調整についての具体的内容並びにスケジュールを明らかにすること。

以上「乗務員勤務制度の見直し」その①～③、  
全38項目を説明申し入れとして提出しました。



「鉄道安全と労働安全」の視点から、乗務労働の特殊性・人間労働を守り抜き、安全かつ集中して業務に専念できる環境をつくりあげられるように、全職場から説明のたたかいを創り出しましょう!

# 説明交渉を全分会から創り出そう!